



令和6年度

夏の交通事故防止運動 藤沢市実施要領



令和5年度 藤沢市小・中学生交通安全ポスター展 藤沢警察署長賞
大鋸小学校 及川 咲瑛さんの作品

< 目次 >

「夏の交通事故防止運動」実施要領	1～6ページ
「夏の交通事故防止運動」キャンペーン実施要領	7ページ
各地区交通安全パネル展実施要領	8ページ
統計資料	9ページ
道路反射鏡(カーブミラー)が原因になる交通違反 及び交通事故の誘発について	10ページ

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用





「夏の交通事故防止運動」実施要領



目的

夏の行楽期を迎えるこの時期は、人流や交通量が増加することに加え、解放感による悪質危険な運転などの増加が懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン

ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ

運動期間

7月11日(木)から20日(土)までの10日間

運動重点

- 1 安全運転意識の向上
- 2 妨害運転・飲酒運転の根絶
- 3 子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保

運動重点に関する主な推進事項

1 安全運転意識の向上

- (1) 運転者に対し、歩行者などの保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識と態度を向上させるための交

通安全教育や広報啓発の推進

- (2) 二輪運転者に対する二輪車の特性周知やヘルメットの正しい着用とプロテクター着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- (3) 自転車交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- (4) 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知

2 妨害運転・飲酒運転の根絶

- (1) 妨害運転（あおり運転など）の悪質性と危険性を周知するための広報啓発の推進
- (2) 「飲酒運転は絶対しない・させない・許さない、そして見逃さない」という規範意識の醸成
- (3) ハンドルキーパー運動の促進



3 子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- (1) 子どもが日常的に移動する経路や公園周辺における見守り活動の推進
- (2) 神奈川歩行者安全五則※の周知
- (3) 子どもや高齢者の交通事故の特性・特徴を踏まえた参加体験型交通安全教育の推進
- (4) 反射材の着用促進

※神奈川歩行者安全五則

- 1 横断する意思を明確にする!
- 2 横断歩道を渡る!
- 3 歩きスマホはしない!
- 4 危険な踏切横断はしない!
- 5 反射材を身に着ける!



各団体等の役割及び運動の進め方

<p>藤沢市交通安全対策協議会 構成機関 ・団体</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「重点」と「重点の取り組み方」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。 2 各種会議、行事を通じて、運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）を発行するときは、交通ルールを守ることと交通マナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。 3 14地区で会議を開催し、市内全般に交通安全意識の普及と高揚を図ります。
<p>警察</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故に直結する自転車利用者のルール・マナー違反に対して、街頭活動における指導警告の強化と、悪質性・危険性の高い交通違反に対し取締りを強化します。 2 自転車交通安全講習「チリリン・スクール※」を実施し、自転車運転者の交通安全意識を高め、また、自転車点検整備を推奨してTSマークの普及に努めます。 3 夏休みを控えた子どもに対する交通安全教室や高齢運転者に対する運転講習会などの交通安全教育を推進します。 4 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した事故防止活動を推進します。
<p>交通安全協会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。 2 海水浴、行楽帰り等の過労による無謀・暴走運転の防止の徹底を図るため、街頭監視活動を実施します。 3 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

※チリリン・スクール

警察官等が行う実技形式の自転車交通安全講習で、受講者には協賛自転車店で自転車の点検が無料で受けられる受講証が交付されます。

<p>安全運転 管理者会 ・青少年 交通安全 連絡協議 会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社内の広報媒体や、看板等を活用し、運動の趣旨の徹底に努めます。 2 安全運転管理とシートベルト等の着用の徹底、過労・無謀運転の防止に努めます。 3 交通事故防止キャンペーンや地域で開催される交通安全行事及び職場等での活動に積極的に参加し、交通安全意識の啓発に努めます。
<p>教育機関 ・団体等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 夏特有の解放感が交通事故につながらないように、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。 2 学校では、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常に取れるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。 3 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。
<p>道路管理 者・鉄道 事業者等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。
<p>藤沢市</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 7歳児の歩行中の交通事故死傷者数が突出して多いことを受けて、夏休みに入る前に注意喚起のチラシを、学校を通じて配布します。 2 自転車の利用に関するルールについて、中学生から注意すべきルールがあることから、夏休みに入る前に注意喚起のチラシを学校を通じて配布します。 3 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。 4 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

重点の取り組み方

家庭	<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車乗車用ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。 2 二輪運転時に無謀運転をしないこと、二輪車による事故の悲惨さ、責任の重大さなどを話し合しましょう。 3 飲酒運転による事故の悲惨さと、責任の重大さなどを話し合しましょう。 4 交通安全運動の機会に、家族で交通事故防止や交通ルールについて話し合しましょう。
学校・ 地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の参加を地域全体で促しましょう。 2 関係機関・団体と連携を密にして、二輪車の無謀運転を許さない意識を高めましょう。 3 朝礼等の場を活用し、妨害運転・飲酒運転の悪質性・危険性を呼びかけましょう。 4 地域ぐるみで交通安全の「ひとこと」をかけ合しましょう。
職場	<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の参加に関する指導を実施しましょう。 2 二輪車の特性や事故実態を理解させるための教育を行うとともに、点検整備をするよう指導しましょう。 3 飲酒運転又は飲酒運転を助長することのない職場環境を確立するとともに、飲酒運転は「しない させない 許さない そして見逃さない」についてあらゆる機会を通じて指導を実施しましょう。 4 交通安全教育や講習会を開催するとともに、参加を促しましょう。
交通安全 推進団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 SNS・デジタルサイネージ・テレビ・ラジオ・広報紙(誌)・機関紙(誌)等を利用して、広く運動の周知を図ります。 2 各種キャンペーン等を開催し、広報啓発活動を強力的に推進します。 3 参加体験型の交通安全講習等を開催し、安全運転の励行を呼びかけます。 4 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルールの遵守を強力的に推進します。

「夏の交通事故防止運動」キャンペーン実施要領

1 目的

悲惨な交通事故を1件でも減らすため、夏の交通事故防止運動の周知徹底により、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

2 実施方法

各地区の実施場所ごとに、啓発用チラシやキャンペーングッズの配布や各種施設の入口等での啓発活動を通じて、交通安全・事故防止を呼びかけます。夏のグッズはキッチンペーパーです。チラシとキッチンペーパーをセットにして袋に入れて各地区へ配布します。

3 各地区街頭キャンペーン実施日程

地区	日にち	時間	場所
六会	7月17日(水)	15:00~	六会日大前駅東口ロータリー
片瀬	7月11日(木)	16:00~	湘南海岸公園駅周辺
明治	7月12日(金)	15:00~16:00	辻堂駅北口周辺
御所見	7月11日(木)	調整中	用田辻~新用田辻交差点
遠藤	7月11日(木)	14:40~15:30	イトーヨーカドー湘南台店
長後	期間中	開所時間内	館内で配布
辻堂	7月11日(木)	15:00~	辻堂駅南口
善行	7月11日(木)	14:30~	小田急善行駅東西口広場
湘南大庭	7月11日(木)	10:00~	湘南とうきゅう前
湘南台	7月11日(木)	15:00~	湘南台駅東口前、西口前
鶴沼	7月16日(火)	14:00~	本鶴沼駅・鶴沼海岸駅
藤沢東部	7月11日(木)	10:00~	藤沢駅北口
藤沢西部	7月11日(木)	10:00~	藤沢駅北口
村岡	期間中	開所時間内	館内で配布

各地区交通安全パネル展実施要領

1 目的

交通事故防止対策の一環として、事故現場の写真をパネルにしたものや交通安全ポスター等を展示し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

2 展示パネル等の内容

- (1) 交通事故現場・各地区の事故多発交差点の写真を大きくパネルにしたもの
- (2) 交通安全ポスター等



3 実施期間・場所・担当地区

実施期間	実施場所	担当地区
原則 7月11日(木) から 7月20日(土) まで	六会市民センター	六会
	片瀬市民センター	片瀬
	明治市民センター	明治
	御所見市民センター	御所見
	遠藤市民センター	遠藤
	長後市民センター	長後
	辻堂市民センター	辻堂
	善行市民センター	善行
	湘南大庭市民センター	湘南大庭
	湘南台市民センター	湘南台
	鵜沼市民センター	鵜沼
	藤沢公民館 (Fプレイス)	藤沢東部・西部
村岡公民館	村岡	

※ 実施期間については、実施場所によって異なる場合があります。

～ 統計資料 ～

シートベルトの着用状況 (令和5年 JAF ホームページより)

道路区分	座席区分	着用率	
		県内	全国
一般道路	運転席	99.6% (前年比+0.6%)	99.2% (前年比+0.1%)
	助手席	98.2% (前年比+0.3%)	97.1% (前年比+0.2%)
	後部席同乗者	51.8 (前年比+1.6%)	43.7% (前年比+0.8%)
高速道路	運転席	99.7% (前年比±0.4%)	99.6% (前年比±0%)
	助手席	99.1% (前年比+0.6%)	98.6% (前年比-0.1%)
	後部席同乗者	86.4% (前年比+4.4%)	78.7% (前年比+0.7%)

チャイルドシートは、子どもの体格に合ったものを使用しましょう!

信号機のない横断歩道実態調査 (令和5年8月～9月 JAF 調査)

	1	2	3	4	5	6	41	
県名	長野	石川	栃木	熊本	岐阜	静岡	神奈川	全国 平均
%	84.4	76.4	74.8	66.1	65.4	63.9	29.1	45.1

※ 信号機のない横断歩道で停止した車のパーセンテージ。

<横断歩道等における歩行者等の優先>

(道路交通法第38条第1項抜粋)

- ・横断歩道等に接近する場合の義務

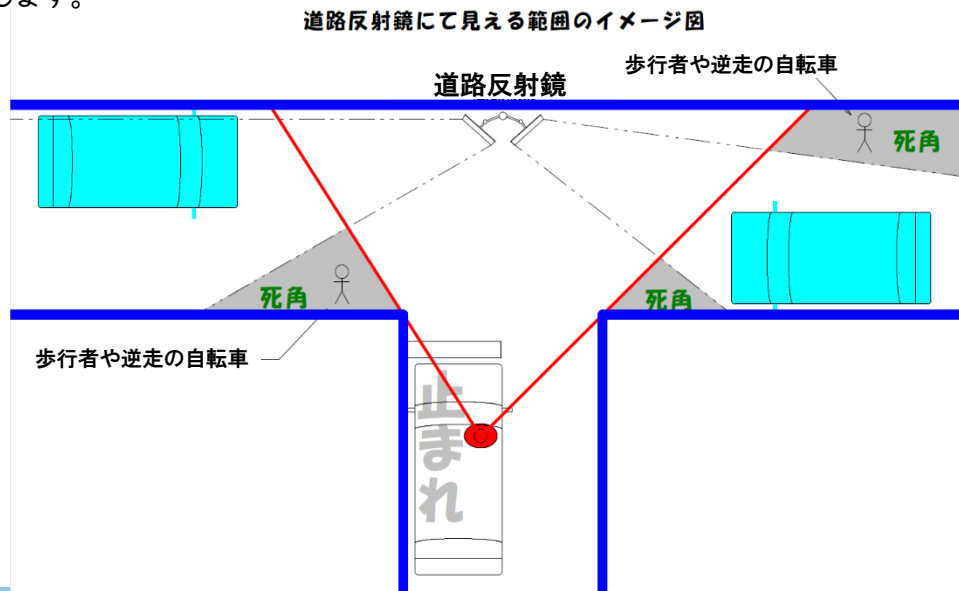
横断歩道等の直前(停止線の直前)では停止できるような速度で!

- ・横断歩行者がいる場合の一時停止

横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げない!

道路反射鏡（カーブミラー）が原因になる交通違反及び交通事故の誘発について

道路反射鏡の過信による、「一時停止義務違反」や「出会い頭の衝突事故」が発生しています。道路反射鏡の見える範囲には限界がありますので、一時停止などの法令遵守はもちろんのこと、**直接視認**を原則とした、安全運転に努めていただきますようよろしくお願いいたします。



藤沢市 LINE
公式アカウント



鏡面の清掃や方向直し等の維持管理に関する問合せ先:道路維持課(直通)50-3548



「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター
ふじキュン♡